

## 社会福祉法人淑徳福社会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人淑徳福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、顧問及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 2 常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。
- 3 理事長以外の非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表第2に定める旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、通貨で支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

### (公表)

第6条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 附則 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。  
2 社会福祉法人淑徳福社会役員等報酬内規（平成22年1月8日制定）は、廃止する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

1. 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※上記は報酬は、所得税控除後の金額とする。

2. 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※上記は報酬は、所得税控除後の金額とする。

3. 監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※上記は報酬は、所得税控除後の金額とする。

4. 顧問

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※上記は報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表2(旅費)

区 分	日 当				宿泊費	食事代	鉄道費 航空賃 船賃	車賃	
	近接地域		左記以外						
	日 帰 り	宿 泊	日帰り						宿 泊
			鉄道 100 km未満	左記 以外					
役員等	500	1,500	1,200	3,000	3,000	実費額	3,000	実費額	実費又は 1km20円